

令和5年度第2回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時 令和5年11月29日(水)

午後2時から

場所 兵庫県国民健康保険団体連合会

大会議室(センタープラザ18階)

令和5年度第2回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和5年11月29日(水)午後1時55分～午後2時50分

2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会 大会議室

3 理事数 11名

4 出席理事 11名

(1) 出席者(3名)

理事長 酒井隆明 (丹波篠山市長)

副理事長 庵途典章 (佐用町長)

専務理事 福田庸二

(2) 書面出席(8名)

理事	岡田康裕	(加古川市長)	(代理)健康医療部次長	車谷芳秀
	石井登志郎	(西宮市長)	(代理)国保収納課長	大谷有里子
	蓬萊務	(小野市長)	(代理)市民課主幹	仲山聖
	清元秀泰	(姫路市長)	(代理)保健医療部長	山本聡
	上崎勝規	(洲本市長)	(代理)保険医療課長	中尾幸子
	河野勝雄	(兵庫県食品保組合理事長)	(代理)専務理事	寺田利樹
	田村克也	(三田市長)		
	浜上勇人	(香美町長)		

(3) 説明のため出席した者の職氏名(11名)

事務局長	入江健介	総務部長	山中理恵
審査部長	宮崎勝也	保険者支援部長	松本嘉弘
総務課長	草田康史	財務課長	竹正樹
出納課長	橋本陽子	審査第1課長	馬場智子
事業課長	岩路義史	情報システム課長	藤川雅信
介護福祉課長	工藤恵		

5 議 事

(1) 議決事項

- ア 議案第 10 号 兵庫県国民健康保険団体連合会役員選出に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- イ 議案第 11 号 インボイス制度の開始に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- ウ 議案第 12 号 令和 5 年度兵庫県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について

(2) 協議事項等

- ア 令和 6 年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画（案）について
- イ 審査支払手数料等について
- ウ 令和 6 年度県予算編成に係る要望について
- エ 令和 5 年度中間監査の結果について

6 会議の概要

開 会	草田総務課長の司会により開会
開会あいさつ	酒井 隆明 理事長
議 長 選 任	規約第 32 条第 1 項の規定により、酒井理事長が議長に選任された。 議 長 酒井 隆明 理事長
出席者の報告	草田総務課長から報告を行った。 出席者 3 名、書面出席者 8 名
理事会成立宣言	酒井議長が宣言した。 規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言
議事録署名人の選任	規約第 35 条の規定により、庵逄副理事長が指名された。 議事録署名人 庵逄 典章 副理事長
議 事	入江事務局長から説明及び報告を行った。 ・議 決 事 項 (3 件) ・協 議 事 項 等 (4 件)
閉 会	

7 議事（要旨）

草田総務課長

ただ今から令和 5 年度第 2 回理事会を開会いたします。

開会にあたりまして、理事長の酒井丹波篠山市長から御挨拶を申し上げます。

酒井理事長

皆さん、こんにちは。

本日は令和 5 年度第 2 回理事会を開催しましたところ、お忙しい中、皆さま御出席をいただきまして、ありがとうございます。

だいぶ寒くなりまして、また気忙しくなってきたと思います。

私の丹波篠山市でも、10 月初めから黒枝豆の販売を始めまして、特に 10 月は大変賑わったところなんですけれども、もうお正月用の豆の収穫に、皆さん準備をされているところです。

もうすぐ 12 月になりますし、それぞれ皆さん議会もあつたりしてお忙しくされていることと思います。

さて、連合会を取り巻く状況は、課題となっています「次期国保総合システムのクラウド化」に伴う経費の件につきまして、今月はじめには「国保制度改善強化全国大会」が東京で開催をされまして、厚生労働大臣や国会議員の皆さんへの陳情が行われたと聞いています。

また、厚生労働省が令和 6 年度の概算要求に盛り込んでいましたシステム開発経費のうち 25 億円が、今年度の補正予算に盛り込まれ閣議決定されたという状況となっています。

引き続き、関係機関との連携を取りながら、国庫補助要請に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、議決事項が 3 件、協議事項等が 4 件となっています。

限られた時間ではありますが、慎重なる御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

草田総務課長

ありがとうございました。

次に、議長の選任でございます。

規約第 32 条第 1 項の規定により、酒井理事長にお願いいたします。

酒井議長

それでは、議長を務めさせていただきます。

まず、本日の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

草田総務課長

理事定数は 11 名でございます。

本日の出席者 3 名、代理出席を含め、書面出席 8 名、以上、過半数の出席がありますことを御報告いたします。

酒井議長

規約第 34 条第 1 項の規定によりまして、理事会が成立することを宣言いた

庵途副理事長
酒井議長

します。

理事会の議事録署名人は、規約第 35 条の規定によりまして議長が指名することになっておりますので、佐用町長の庵途副理事長にお願いいたします。

はい。

では、これより議事に入ります。

まず、議決事項として、議案第 10 号「兵庫県国民健康保険団体連合会役員選出に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

入江事務局長

事務局長の入江でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、右上議決事項の 1 ページをお願いいたします。

議案第 10 号「兵庫県国民健康保険団体連合会役員選出に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、令和 6 年度以降の役員の選出について所要の整備を行うためでございます。

2 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、監事に係る推薦方法について、これまでの方法をもとに、令和 6 年度以降の任期について規定するため、別表を改めるものです。

施行期日は、令和 5 年 11 月 29 日から施行し、令和 6 年度の役員選出から適用するものでございます。

以上、議案第 10 号の説明を終わります。

酒井議長

それでは、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(な し)

酒井議長

ないようですので、議案第 10 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

異議なく御承認をいただきました。

続きまして、議案第 11 号「インボイス制度の開始に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」を提案いたします。

説明をお願いします。

入江事務局長

議決事項の 7 ページをお願いいたします。

議案第 11 号「インボイス制度の開始に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」でございます。

提案理由は、令和 5 年 10 月からの「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の開始に伴い、関係規則について所要の整理を行うためでございます。

8 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、令和 5 年 10 月からのインボイス制度の開始に伴い、請求書様式を改めることから、請求内訳書を廃止するに伴い、記載の 5 規則について、請求内訳書に係る文言を削除するものです。

施行期日は、令和 5 年 11 月 29 日でございます。

以上、議案第 11 号の説明を終わります。

それでは、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

（ な し ）

ないようですので、議案第 11 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（ 異議なし ）

異議なく原案のとおり御承認をいただきましたので、決定いたします。

次に、議案第 12 号「令和 5 年度兵庫県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について」説明をお願いします。

議決事項 20 ページをお願いいたします。

議案第 12 号「令和 5 年度兵庫県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症に係る公費支援の継続に伴い、感染症支出金の増加が見込まれることから、所要の補正を行う必要があるため、この議案を提案するものでございます。

21 ページをお願いいたします。

「後期高齢者医療事業関係業務特別会計 後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

補正前の額 8,318 億 2,476 万 3,000 円、補正額 5 億円の増、補正後の額 8,323 億 2,476 万 3,000 円でございます。

補正理由は、新型コロナウイルス感染症に係る公費支援の継続に伴う、公費負担医療受入金及び支出金の増でございます。

以上で、議案第 12 号の説明を終わります。

酒井議長

それでは、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

(な し)

酒井議長

ないようですので、議案第 12 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

では、皆さん異議なく御承認をいただきましたので、原案のとおり決定いたします。

なお、議案第 12 号は「収入支出の予算」に関することですので、本来でありますと、国民健康保険法第 27 条第 1 項の規定により総会の議決事項であります。総会を招集する時間的余裕がないため、同法第 25 条第 2 項の規定により理事の専決処分として原案のとおり決定するとともに、同法第 25 条第 3 項の規定により次の総会で報告することとします。

次に、協議事項に入ります。

まず「令和 6 年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画（案）について」を協議いたします。

説明をお願いします。

入江事務局長

それでは、右上資料 1「令和 6 年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画（案）」についてをお願いいたします。

「1 基本方針」でございます。

本会は、保険者の共同体として、また、審査支払機関として、社会的使命を果たすことを目的に「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」を基本理念に掲げ、国保・後期高齢者医療・介護保険等に係る各種事業を行っております。

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年など本格的な高齢化社会が到来するなか、国保においては、被保険者の減少に伴う保険財政等への影響が懸念される一方、介護保険においては、令和 4 年度における介護給付費が過去最多の 11 兆円を超えるなど、介護保険制度の持続可能性の確保が課題となっており、国においては、「全世代型社会保障制度の構築」などの議論が行われております。

本会の基幹業務である診療報酬審査支払業務については、令和 3 年 3 月に厚労省・支払基金・国保中央会の三者で策定された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、支払基金と国保連合会の審査結果の不合理な差異の

解消やシステムの整合などについての取組が進められております。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化をはじめとした「医療 DX」や「診療報酬 DX」、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく自治体システムの標準化など、国によるデジタル化が推進されており、保険者への影響も少くない状況がございます。

これらの情勢や課題に適切に対応するため、令和 6 年度の本会事業運営は、医療費や介護給付費の適正化に係る審査支払業務に取り組むとともに、保険者ニーズを踏まえた積極的な保険者支援を進めるなど、以下の 3 点の基本方針のもと諸事業を展開してまいります。

1 つ目が「審査支払業務の充実・強化」、2 つ目が「保険者支援事業の充実・強化」、最後が「効率的な運営体制の確立」としておりまして、内容は記載のとおりでございます。

2 ページをお願いいたします。

「2 主要事業の概要」は先程の基本方針の 3 点につきまして、それぞれ記載しております。

(1) 審査支払業務の充実・強化、アの診療報酬等及び療養費等審査支払業務につきましては、(ア) の診療報酬等審査支払業務の充実・強化、(イ) の統一的なコンピュータチェックルールの設定・拡充でございますが、審査を適正かつ効率的に行うため、審査委員会の円滑な運営を行うとともに、保険医療機関等に対して、正確かつ確実な支払を行います。

また、職員の審査業務能力の向上を図り、専門的かつ効果的な審査事務共助に取り組むとともに、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、コンピュータチェック及び審査基準の統一を計画的に進め、審査精度の向上と事務の効率化に積極的に取り組んでまいります。

(ウ) 資格確認業務でございます。

資格喪失後受診等のレセプトを、本会の一次審査時点で発見・返戻することにより、給付の適正化を図るとともに、保険者の事務負担軽減に努めてまいります。

(エ) 療養費等の審査支払業務につきましては、審査を適正かつ効率的に行い、施術機関に対して、正確かつ確実な支払を行います。

また、現在、審査業務のみとなっている「あはき療養費」は、本会で受付から支払までの業務を受託することとし、令和 7 年度からの開始に向けた具体的な準備を進めてまいります。

イの介護給付費等審査支払業務、ウの障害者総合支援法関係業務につきましては、適正かつ効率的な審査を実施するとともに、事業所に対して正確・確実な支払を行ってまいります

3 ページをお願いいたします。

(2) 保険者支援事業の充実・強化でございます。

「ア 共同事業等の積極的な推進」につきましては、(ア)は国保保険者事務共同電算処理業務でございます。

医療費適正化の支援や保険者事務の効率化を図るため、記載の事業を含め、各種の共同事業を実施してまいります。

(イ) 国保事務の標準化・広域化に関する支援の実施は、今年度より新たに取り組んでいる事業ですが、「国保事務の標準化・広域化に関する検討会」での協議を踏まえ、特別調整交付金(結核・精神)の申請支援事務を開始いたします。

また、「市町村事務処理標準システム」については、共同運用を希望する保険者と調整を行いながら、具体的な準備を進めてまいります。

(ウ) レセプト2次点検の実施に向けた取組ですが、新たに開始する事業でございまして、多くの保険者が業者委託により実施しているレセプト2次点検を、本会で受託できるよう具体的な準備を進めてまいります。

(エ)は第三者行為求償事務ですが、こちらにつきましては、医療費及び介護給付費の適正化に資するよう、損害賠償求償事務を行ってまいります。

また、記載のとおり、求償事案発見のための情報提供や、県と連携した研修会の開催などにより、保険者の取組を支援してまいります。

(オ)(カ)、そして4ページの(キ)は、介護保険関係でございます。

介護給付の適正化支援、データを活用した介護予防の取組支援、介護サービス苦情処理業務につきまして、記載のとおり保険者支援に取り組んでまいります。

次に、「イ 保健事業等の積極的な展開」でございます。

(ア) 保険者努力支援制度に重点を置いた保健事業の実施として、保険者努力支援制度の評価指標を踏まえ、本会保健師が専門家との連携による、各保険者に合わせた助言や支援を行うなど、保険者支援に取り組んでまいります。

なお、特定健診受診率向上のための支援として、みなし健診の広域化に関する仕組みの構築について、県と連携して検討してまいります。

(イ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、各市町の国保・後期・介護・保健衛生部門の連携した取組を支援できるよう、記載のとおり取り組んでまいります。

(ウ) KDB システムによるデータ分析の実施につきましては、上記の保健事業や一体的実施においてデータ活用いただいておりますが、蓄積されるデータを整理し、分析を行いまして、保険者と情報共有してまいります。

また、県と連携しまして、圏域ごとの医療費や疾病等の特徴・傾向把握を行いますとともに、医療費適正化の観点でのデータ分析にも取り組んでまいります。

5 ページをお願いいたします。

(3) 効率的な運営体制の確立でございます。

「ア 各種電算システムの円滑稼働」につきましては、保険者・連合会ともに事務を行う上で欠かすことのできないものとなっておりますので、適切かつ安定した稼働に努めてまいります。

また、令和 6 年度以降順次予定の、国保総合システム、介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムにおける、クラウド化に向けた準備を計画的に行ってまいります。

「イ 持続可能な組織運営体制」でございます。

(ア) 健全な財政運営の推進につきましては、先ほど申し上げましたシステムのクラウド化に伴う掛り増し経費の財源確保につきまして、引き続き、国保中央会等関係団体と連携し、国庫補助要請を行ってまいります。

また、引き続き、良質な保険者サービスを提供できるよう、中期財政見通しを策定し健全な財政運営を目指してまいります。

(イ) 人材育成等につきましては、審査支払業務改革をはじめとする諸課題に的確に対応するためには、効率的かつ効果的に取り組む姿勢と、高い専門性を持った職員が必要と考えておりますので、その育成に取り組んでまいります。

以上で、資料 1 の説明を終わります。

それでは、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

(な し)

第三者行為求償事務ですけれども、県下で年間どれぐらいの件数・金額があり、どのように取り組んでおられるのでしょうか。

令和 5 年 9 月までの半期では、受任件数が 815 件、収納額は 6.5 億円とな

酒井議長

酒井議長

入江事務局長

っております。

求償事務の御説明ですが、交通事故などの第三者行為による事故や疾病に対して、国保の被保険者証を使って受診している場合、第三者によるものですので、本来ならば第三者が治療費・診療費を支払わなければならないところを、国保が使われていますので、その分を第三者に対して請求して、そのお金を保険者の方にお返しするという事務になります。

庵逄副理事長

これは第三者行為ではないかというのは、誰がどのようにチェックされているのですか。

入江事務局長

法的には被保険者証を使った被保険者が「これは第三者行為によるものです」と届け出なければなりません。

レセプトに第三者行為であることを示す「特記事項 10」を医療機関で入力していただいて、「これは第三者行為ですよ」というレセプトが請求されますので、保険者でレセプトを確認していただいて、それを本会の方に委任という形でお送りいただいております。

庵逄副理事長

交通事故であると、診療報酬と比較して点数が高くなるので、医療機関としても自分のところでしっかり把握しているのではないかと。

第三者行為であるにもかかわらず国保を使って診療を受けられるというのは、どういう場合が多いのか。

福田専務理事

保険診療では 1 点 10 円となるところを、保険を使用しない場合は 1 点 20 円と倍にする方針の医療機関がありますが、現状は保険適用で治療している医療機関が多いです。

また、「特記事項 10」を入力しない医療機関が多数ありますので、そのような場合は、病名から拾って、保険者の皆さまの方で本人に確認し、「交通事故です」ということであれば、民間の保険会社に請求し、その求償額が今年度上半期は 6.5 億円ということになっております。

庵逄副理事長

医療機関としては、交通事故であれば診療点数が高くなり、それをしないのはマイナスになるので、本人が言わなくとも、自分のところでもチェックするんじゃないですか。

福田専務理事

1 点 20 円や 30 円で請求する医療機関は少ないようです。

民間の保険会社としても医療保険を使ってもらう方が、賠償額が少なく済むので、保険適用が一般的になっています。

庵逄副理事長

国保連合会が求償事務を行う前に、医療機関に対して、第三者行為では民間の保険を使うことを指導すべきではないですか。

福田専務理事

今の保険制度は、交通事故であっても医療保険を使って請求することは、違法ではありません。

さらに言いますと、お店での食中毒ですとか、他人の飼い犬に噛まれたというのも第三者行為になるので、「特記事項 10」が書かれていない場合に、こういう病名は第三者行為の疑いがあるという旨を、連合会から保険者の皆さまの方に通知し、確認していただいて、第三者行為であると分かって初めて求償できる形となります。

また、医療保険が使えることによって、窓口での支払が 3 割で済むというのも、ほとんどの医療機関が保険適用させる理由だと思います。

庵逄副理事長

法的に保険適用が認められているのであれば、あとから求償するというのもおかしいのではないですか。

福田専務理事

第三者行為というのは、保険は使えるのですが、加害者に支払う義務があり、それを求償するという制度です。

庵逄副理事長

ちょっと思っていたのとは違うので、まあいいです。

酒井議長

他にないようですので、資料 1 に基づいて、令和 6 年度の事業を進めていくということで御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に資料 2「審査支払手数料等について」を協議いたします。

説明をお願いします。

入江事務局長

右上資料 2「審査支払手数料等について」をお願いいたします。

令和 6 年度から令和 8 年度の中期財政見通しを踏まえ、令和 6 年度の手数料等について、以下のとおり提示いたします。

「1 令和 6 年度手数料等」、(1) 見直し分についてです。

「ア 国保データベースシステム負担金」については、被保険者 1 人当たり、市町 34 円 11 銭、国保組合 29 円 85 銭、広域連合 33 円 99 銭、介護保険 7 円 42 銭といたします。

兵庫県につきましては、140 万円で現在協議中でございます。

「イ 療養費に係る手数料」、(ア) 国保療養費に係る手数料については、1 件当たり税抜 91 円、(イ) 柔道整復施術療養費に係る手数料については、審査支払が 1 件当たり税抜 107 円、審査のみが 1 件当たり税抜 91 円、特別療養費 1 件当たり 91 円となります。

適用開始時期は、令和 6 年 4 月給付・支出決定分(令和 6 年 3 月審査分)

から適用いたします。

2 ページをお願いいたします。

(2) 据置分については、参考資料として配付しております「令和 6 年度 本会会員負担金・審査支払手数料等一覧表(案)」に記載しておりますので、のちほど御確認ください。

「2 中期財政見通し」、(1) 主な前提条件、「ア 審査支払機能に関する改革工程表」に基づく国保総合システムの更改についてです。

(ア) 第一段階の対応として実施したクラウド化による保守・運用費の増大への対応として、国保中央会において、システム最適化への取組が予定されていますが、最適化される時期や効果額が明確ではないため、現時点では、保守・運用に係る国保中央会負担金の低減は見込んでいません。

(イ) 第二段階の対応として実施する支払基金との審査領域の共同利用について、国保中央会から新たな負担金を求められることが想定されますが、現時点で更改内容や経費が明らかではないことから、第一段階の開発負担金と同額を見込み、令和 8 年度及び令和 9 年度に国保中央会負担金支出を見込んでいます。

2 ページ中段の「イ 歳入」から 3 ページ上段の「ウ 歳出」の前提条件は記載のとおりです。

(2) 収支状況ですが、連合会全体の収支状況については、令和 6 年度マイナス 4 億 31 万 1 千円、令和 7 年度マイナス 2 億 5,623 万 5 千円、令和 8 年度マイナス 2 億 9,977 万 5 千円となる見込みです。

収支不足の主な要因は、国保総合システムのクラウド化に伴う国保中央会負担金の増額によるものです。

この収支不足の対応としましては、令和 5 年度までの繰越金及び減価償却引当資産等の積立金により対応いたします。

4 ページをお願いいたします。

(4) 会計別財政見通し、「ア 一般会計」についてです。

表中の歳入ですが、上段「会員負担金」は令和 6 年度単価による見込額で、次の「KDB システム負担金」及び「保健事業負担金」は、必要経費に対する単価により収入を見込んでいます。

歳入下から 4 行目、「他会計繰入金」は、事務所維持費等に係る共通経費、退職給付引当資産への積立分の繰入です。

その下、「積立金繰入金」は、減価償却引当資産、保健事業積立金からの

繰入です。

歳出ですが、主なものは、3行目の「投資的経費」として、表の欄外に記載しております、情報共有ネットワーク機器更改など、各年度、機器更改を予定しております。

その下「積立金」は、減価償却引当資産、退職給付引当資産の必要額と、保健事業積立金への積立です。

表の一番下、「歳入歳出差引」ですが、令和6年度マイナス473万6千円、令和7年度マイナス316万4千円、令和8年度マイナス422万2千円を見込んでいます。

5ページをお願いいたします。

「イ 診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）」です。

表中の歳入ですが、手数料収入については、上から5行目、「療養費等審査支払手数料」は、必要額に基づく単価により収入を見込んでおり、その他の手数料については、令和6年度単価に基づき、見込んでいます。

歳出ですが、主なものとして、上から3行目「投資的経費」ですが、表の欄外に記載しております機器更改を、各年度予定しております。

「投資的経費」の2つ下、「積立金」は、財政調整基金積立資産、減価償却引当資産への必要額の積立で、及びICT積立資産への積立です。

「積立金」の2つ下、「中央会負担金」は、国保総合システム運用負担金等で、令和8年度には、国保総合システム運用負担金等に加えて、2ページの主な前提条件でご説明しました改革工程表の第二段階の対応に係る開発負担金を見込んでいます。

表の一番下、「歳入歳出差引」ですが、令和6年度マイナス1億8,625万1千円、令和7年度マイナス1億4,927万9千円、令和8年度マイナス3億2,434万3千円を見込んでいます。

6ページから9ページにおきましては、介護、障害、特定健診及び後期の業務勘定の収支状況を記載しておりますので、後ほど御確認ください。

10ページをお願いいたします。

「3 令和7年度以降の負担金等の見通し」、(1) 会員負担金、「ア 必要経費等」についてです。

(ア) 歳出の会員負担金を財源とする経費として、表中内訳のとおり、総会に関連する経費から広報関連経費外までの必要額が、令和6年度で3,594万9千円、これに対する財源として、(イ) 歳入の項目一番上、収入見込額

に記載のとおり、令和 6 年度は 3,410 万 8 千円を見込んでおりますので、令和 6 年度不足額は 184 万 1 千円となる見込みです。

「イ 負担金単価見直しの方向性」ですが、令和 6 年度の不足額に対しては、前年度までの繰越金により対応し、令和 7 年度以降については、令和 5 年度に見込まれる繰越金の状況を踏まえ、令和 6 年度に改めて提示いたします。

(2) 保健事業負担金、「ア 必要経費等」についてです。

(ア) 歳出の当該事業に必要な経費として、表中の項目のとおり、「人件費」から「その他支出」の合計として、令和 6 年度で 3,902 万 3 千円、11 ページをお願いいたします。

(イ) 歳入は、国庫支出金から諸収入等の合計が、令和 6 年度で 2,377 万 4 千円を見込み、これを踏まえまして、(ウ) 負担金単価に記載のとおり、歳出から歳入を差し引いた「必要経費」を「被保険者見込数」で割りますと、「被保険者一人当たり単価」14 円 15 銭、これに「国保中央会負担金」3 円 64 銭を足しまして、令和 6 年度は、被保険者 1 人当たり 17 円 79 銭となるようですが、11 ページ中段の「イ 負担金単価見直しの方向性」に記載のとおり、不足額に対しては、前年度までの繰越金により対応することで、令和 6 年度の単価を据え置きとし、令和 7 年度以降については、令和 5 年度に見込まれる繰越金の状況を踏まえ、令和 6 年度に改めて提示いたします。

(3) 国保データベースシステム負担金、「ア 必要経費等」についてです。

(ア) 歳出は、人件費から積立金の合計として、令和 6 年度で 8,680 万 6 千円、12 ページをお願いいたします。

(イ) 歳入の必要な経費に充当すべき歳入として、積立金繰入金と諸収入等の合計が、令和 6 年度で 607 万 3 千円を見込んでおります。

(ウ) 負担金単価は、1 ページでご説明したとおりです。

「イ 負担金単価見直しの方向性」の 2 段落目ですが、令和 7 年度以降については、令和 5 年度に見込まれる繰越金の状況を踏まえ、令和 6 年度に改めて提示いたします。

13 ページをお願いいたします。

(4) 国保情報集約システム手数料「ア 必要経費等」についてです。

(ア) 歳出の当該業務に必要な経費として、表中の項目のとおり、「人件費」から「その他支出」の合計として、令和 6 年度で 9,596 万 9 千円を見込

んでいます。

(イ) 歳入は、積立金繰入金と諸収入等の合計が、令和 6 年度で 1,535 万 5 千円を見込み、これを踏まえまして(ウ) 手数料単価ですが、歳出から歳入を差し引いた「必要経費」8,061 万 4 千円を、令和 6 年度の被保険者見込数で割りまして、被保険者一人当たり、現行単価と同額の 82 円 50 銭といたします。

「イ 手数料単価見直しの方向性」ですが、令和 7 年度以降も引き続き被保険者数の減少が見込まれること、また、必要経費については、国保中央会負担金や機器保守料等の固定費が大部分を占めることから、令和 7 年度以降の手数料単価については、必要経費に応じて単価を見直すこととし、令和 6 年 10 月を目途に提示いたします。

以上で、資料 2 の説明を終わります。

御協議の程よろしくお願いいたします。

酒井議長

それでは、資料 2 につきまして、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

(な し)

酒井議長

ないようですので、資料 2 に基づいて、令和 6 年度の予算編成を進めさせていただくということで御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、資料 3「令和 6 年度県予算編成に係る要望について」を協議します。
説明をお願いします。

入江事務局長

それでは、右上資料 3「令和 6 年度県予算編成に係る要望について(概要)」をお願いいたします。

令和 6 年度県予算編成に係る要望につきましては、記載のとおり、令和 5 年 12 月上旬に、国保医療課長と高齢政策課長に向けまして、本会専務理事及び事務局長が要望する予定でございます。

要望事項は、「国民健康保険団体連合会運営事業補助金」と「介護保険苦情処理業務」に対する財政支援についての 2 つでございます。

次のページからは、実際の「要望書(案)」でございます。

1 枚おめくりいただきまして、「令和 6 年度県予算編成に係る要望」でございます。

要望内容を読み上げさせていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として、地域住民の健康の保持・増進、福祉の向上及び生活の安定に極めて重要な役割を果たしている。

そうした中、国民健康保険団体連合会においては、複雑・高度化する診療報酬の審査に適切に対応するため、審査担当職員のスキルの向上等による専門的かつ効果的な審査事務共助に取り組むことにより、原審査精度の充実強化を図るとともに、適正かつ公平な事務の遂行に努めてきている。

今後、審査の一層の充実を図っていくためには、ICTの活用等による審査業務の効率化・高度化にこれまで以上に積極的に取り組むことが更に必要とされている。

また、介護保険については、要介護認定者及び利用者の増加や新規事業者の参入等により介護給付費が年々増加しており、審査支払業務をより一層、適正かつ公平に行うため事務の迅速化、合理化及び効率化に努めるとともに、介護保険関係業務の一環として行っている苦情処理業務の体制整備を図り、指定業者に対する迅速かつ効果的な指導、適切な介護保険サービスの提供を確保し、介護保険制度の円滑な実施を行っている。

県におかれては、このような国民健康保険事業及び介護保険事業の現状をご賢察のうえ、県民の健康の保持・増進と福祉の向上を図るという行政の立場から、令和6年度予算において特段の配慮をされるよう強く要望する。

令和5年12月、兵庫県国民健康保険団体連合会 理事長 酒井隆明

目次をとばしまして、1枚めくっていただきますと「国民健康保険事業に対する要望」の表紙があり、更に1枚めくっていただきまして、「国民健康保険団体連合会運営事業補助金による財政支援について」の要望でございます。

枠の中、「診療報酬の適正かつ円滑な審査支払を推進し、国民健康保険事業運営の健全化及び強化充実を図るため、国民健康保険診療報酬審査支払運営事業補助金及び国民健康保険団体連合会運営事業補助金により、引き続き財政支援を行うこと」を要望します。

背景・理由につきましては、「本会では、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、基幹業務である国民健康保険診療報酬等の審査支払業務の強化充実を図っているところであり、その適正かつ健全な運営のため、県から次の補助金を受けて」おります。

補助金の詳細につきましては、記載のとおりで、引き続き財政支援を図ら

れたいという要望でございます。

次に、めくっていただきますと「介護保険事業に対する要望」でございます。

もう1枚めくっていただきまして、「介護保険苦情処理業務に対する財政支援について」でございます。

「介護保険苦情処理業務に係る事務の適正かつ円滑な処理を維持するため、引き続き財政支援を図られたいこと」と要望いたします。

背景・理由につきましては、「本会は、介護保険サービス利用者等からの相談や苦情申立について、介護サービス事業者等に対する調査及び必要な指導・助言を行っており、これらを公正かつ適正に行うため介護サービス苦情処理委員会を設置する等、苦情処理業務を実施しているが、高齢化の進行により受給者数の増加が見込まれることに伴い、相談件数等の増加も想定されることから体制の維持、継続が必要となる。

については、適切な介護保険サービスの提供を確保するとともに、介護保険制度の円滑な実施に資するため、苦情処理業務について、引き続き財政支援を図られたい」としております。

補助金の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、資料3の説明を終わります。

酒井議長

それでは、説明が終わりましたが、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

(な し)

酒井議長

苦情というのはどのように処理されているのでしょうか。

入江事務局長

苦情処理ですけれども、介護サービスに係る苦情処理業務ということで、審査委員会を開催しておりまして、苦情処理専門員2名を設置しております。

苦情処理であるとか、苦情の申立てに係る事業所に対する調査を行っております。

苦情処理の委員としましては3名いまして、医師、弁護士、施設長で構成しており、原則月1回開催しております。

令和5年4月から令和5年9月までの相談件数といたしましては、146件相談件数がございます。

そのうち、申立て件数が2件あります。以上です。

酒井議長

分かりました。その他はよろしいでしょうか。

それでしたら、資料3に基づいて、県への要望を進めさせていただくとい

うことで御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、資料4「令和5年度中間監査の結果について」説明をお願いします。

入江事務局長

それでは、右上資料4「令和5年度中間期における会計別歳入歳出予算執行状況」をお願いいたします。

こちらは、「一般会計」から「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の6会計について、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの上半期における歳入歳出予算執行状況を記載しております。

6会計の合計は、最下段でございますが、予算現額1兆9,606億4,994万6,000円、収入済額8,146億9,745万9,257円、支出済額8,128億5,065万9,449円、歳入歳出差引額18億4,679万9,808円となっております。

3ページをお願いいたします。

中間監査の報告でございます。

本会監事であります、高島芦屋市長さん、都倉高砂市長さん、越田川西市長さんに、令和5年11月7日に、監査を実施していただきました。

監査結果をご覧くださいますと、「令和5年度 兵庫県国民健康保険団体連合会の事業実施状況 並びに 一般会計、各特別会計の歳入歳出予算執行状況及び 財産の管理状況について、諸帳簿、証拠書類、預金現在高とも適正に処理されていたことを認める。」との監査結果をいただいております。

以上で、資料4の説明を終わります。

酒井議長

資料4の説明が終わりましたが、御意見、御質問等はございませんか。

(な し)

酒井議長

ないようですので、以上をもちまして本日の理事会の議事等は全て終了いたしました。

皆さん、御協議ありがとうございました。

草田総務課長

ありがとうございました。

閉会にあたりまして、副理事長の庵逄佐用町長から御挨拶を申し上げます。

庵逄副理事長

どうも皆さん、お疲れ様でした。

それでは、理事会閉会にあたりまして、御挨拶させていただきます。

まずは本日それぞれ御協議いただきました、議決事項・協議事項全て御承認いただきまして、ありがとうございます。

令和5年もあと1ヶ月となりまして、今日御審議いただきました令和6年

草田総務課長

度に向けての予算をはじめ、色々な計画・準備を進めていかなければなりませんし、また、本格的な高齢化の到来ということで、ますます厳しい情勢が予想される訳で、それぞれに対応して、連合会としても各種進めていかなければなりません。引き続いて皆さんまた御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

師走を迎え、これから非常に気忙しく、気温の方も寒くなってくると思います。コロナの方はようやく落ち着いておりますけれども、インフルエンザの方がかなり猛威を奮っているところで、皆さんにおかれましても、忙しい12月ですので、それでは健康に十分御留意いただいて、元気に新しい年を迎えることができますようお祈り申し上げます。

以上で、閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第2回理事会を閉会いたします。

ありがとうございました。

議 事 録 署 名

議 長

酒井隆明

議事録署名人

庵谷典章